

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年3月10日(木) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 (公財) 地方経済総合研究所 主任研究員) 上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学 大学院自然科学研究科 教授) 川内 恵理 (社会保険労務士法人ブレインスター 社会保険労務士) 渡辺 千賀恵 (東海大学 非常勤講師)	
審議対象期間	平成27年10月1日 ~ 平成27年12月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	3件	
随意契約	件	
談合情報	なし	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○熊本県入札監視委員会運営要領によると、「委員会は公開・非公開を決定するものとする」とある。</p> <p>平成25年度から審議の一部を公開している。今回も議事の公開・非公開について、事務局から提案があっている。</p> <p>「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち総合評価判定に係る審議及び「議事（4）委員間の意見交換」を非公開とすることについて</p> <p>○異議なし。</p> <p>○「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち、総合評価判定に係る審議、「議事（4）委員間の意見交換」については非公開とする。</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「<u>議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</u>」のうち、総合評価判定に使用している総合評価判定シートについて、熊本県情報公開条例第7条第1項第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考え、不開示情報と判断している。このため、総合評価判定に係る審議については非公開と考えている。</p> <p>次に、「議事（4）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H25～27年度第1四半期の熊本県発注工事入札結果の推移（資料1）】</p> <p>○全体的に平均落札率はやや下がってきているということだが、地域振興局等別でみると「熊本（熊本土木事務所、熊本駅周辺整備事務所、熊本農政事務所）」88.2%と他局よりも低い。また、金額階層別でみると1億円以上5億円未満が89.7%と他の金額層別よりも低い。平均落札率が下がっているのはこの影響なのか。</p> <p>○全体の落札率だけをみて平均落札率が下がっていると考えのではなく、どの形態で発注した工事の落札率が下がっているのか把握しておく必要がある。</p> <p>【平成27年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】</p> <p>○不調・落件数が合計で記載されているが、不調と不落の件数は次年度からはそれぞれ件数を記載してほしい。</p> <p>【熊本県発注工事における最低制限基準価格の算定誤りの調査結果（資料3）】</p> <p>○算定誤りを受けて、トリプルチェックを行うということだが、決裁の稟議制のデメリットとしてチェックを行う人が多いほど逆にチェックが緩くなり、ミスをなくすことは難しい。（コメント）</p> <p>○落札者と本来の落札者が異なる7件について、何らかの救済措置はあったのか。例えば、実績の件数にカウントされるか。</p> <p>○本来の落札業者からの不平不満はなかったか。</p> <p>○算定方法が複雑になると、当然、ミスは起こり、実害は図り知れない。あまり影響はないかもしれないが、個人的にはこのようなミスで本来は落札者だったのに落札者とならなかった場合には、何らかの救済措置があってもいいのではないかと思う。</p>	<p>（事務局）</p> <p>○別添資料1～5を報告</p> <p>○1億円以上5億円未満の階層の中に、熊本地域の件数は3件、落札率87.5%であった。42件中3件なので、この階層において熊本地域の業者が集中しているわけではない。3千万以上1億未満の階層別では24件、落札率88%、3千万未満は落札率88%といずれも80%後半の落札率であった。これは、熊本地域の発注件数・金額とも減少しており（H26：113件、3,955百万円、H27：89件 2,074百万円）、業者数も他の地域と比べると多く、より競争性が高まったためと考えられる。</p> <p>○次年度から改める。</p> <p>○救済措置はとっていない。</p> <p>○県から経緯を説明し、御理解いただけたと思っている。</p>

意見・質問	回答
<p>○計算ミスは避けられないのに、ミスは許されないという相矛盾した仕組みとなっているが、一方でミスが発覚した後の事後対応のルール(損害賠償、契の方法等)が決められていない。今後の議論としたい。(コメント)</p> <p>○厳密に算定したうえで、最後にランダム係数をかけている。これは当初から1から1.01の誤差を作っている。さらに補正係数1.035をかけている。誤差を意識的に入れ込んでいる印象がある。最低制限価格の意義を精査する時期にきているようだ。(コメント)</p> <p>【指名停止等の運用状況一覧表(資料5)】 ○独占禁止法違反行為の指名停止2者について、指名停止の期間が異なる理由はなにか。</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について(資料6)】 【審議対象工事(資料7)】</p> <p>(1) 八代海岸地区海岸保全事業第5号工事 ○工事別発注標準により当該工事は土木一式工事でA2等級という説明だったが、結果をみるとA1等級業者が2者指名を受けている。なぜか。</p> <p>○入札指名業者調書の(株)○○組の指名回数は空欄だが、契約回数は2回となっている。指名回数欄の記載もれか。</p> <p>○(本工事は農林水産部発注の工事だが)契約回数は、農林水産部での契約が対象なのか。</p> <p>○数年前までは委員会では、発注にルール違反はないかという視点でもっと厳しく審議をしていた。現在は、ルール違反はないという前提で審議を行ってきたが、若干審議案件の説明において慣れが出てきているような感じがある。もっと5分間の説明に重きをおいて説明の方法等を改めてほしい。また、入札指名業者調書中の指名回数、契約回数の定義を統一的是にきり把握していない</p>	<p>○1者については課徴金減免制度が適用されたため期間が2分の1に短縮された。</p> <p>○2者はA2業者と合併した存続会社であり、合併特例措置の対象として指名を受けた。</p> <p>○A2等級としては指名を受けたことがないため指名回数は0と表示されている。</p> <p>○確認して後日回答する。(来年度の委員会で報告)</p>

意見・質問	回答
<p>まま各発注機関担当者ごとの定義をもって、契約回数をカウントしている可能性がある。新年度の議題としたい。(指摘)</p> <p>(2) 横野矢部線単県道路改良工事 ○辞退をしている3者の理由は何か。</p> <p>○落札業者は、最低制限ぎりぎりの価格で入札し、仕事を取りたいと強い思いがある一方、3者は辞退している。</p> <p>(3) 植木インター菊池線防災安全交付金(交通安全)改良その3工事 ○指名選定の説明をもう少し詳しく聞きたい。毎回「総合的に判断して」が多いが、具体的に説明してほしい。</p> <p>○同日に複数の入札を工区分割しているときに、例えば、その1工事では選定された業者は、その2工事ではその1工事では選定されていない別の業者を選定しているのか説明がほしい。業者の実績、余力、分割のときの慣習的な選定ルールがあるのか説明を受けたい。</p> <p>(全体) ○落札率が98.8%と高く、10者が全て予定価格と落札金額がかなりの僅差(幅が15万円)であり不自然な状態は否定できない。契約回数を均等に割り振っている感はある。(コメント)</p>	<p>○はっきりと確認はしていないが、3者は工事現場から離れていたためではないかと考える。</p> <p>各局での指名業者選定の方法</p> <p>【八代】 ○年度当初は指名回数を考慮せずに地理的要件や管内の工事实績を重視し、年度中盤以降になると受注機会を均等にするため指名回数や契約件数を加味して選定している。</p> <p>【上益城】 ○管内の山間部等の地理的要件を重視し、年度当初は順番に選定しているが、年度終盤は指名回数等が均一になるように選定している。</p> <p>【菊池】 ○工事場所の市町(合併前の旧市町村)の業者に加え指名回数を考慮して選定している。</p>